

## 幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、幕別町空き地・空き家バンク要綱（平成29年要綱基準等第号。以下「要綱」という。）第2条第6号に規定する協力宅建事業者の登録事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語については、要綱第2条各号において使用する用語の例による。

### (協力宅建事業者の要件)

第3条 協力宅建事業者として登録しようとする者は、当該登録しようとする日において、次に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

- (1) 十勝管内に事業所を有していること。
- (2) 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会又は社団法人全日本不動産協会に加盟していること。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 幕別町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成17年要綱基準等第14号）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有するものではないこと。

### (協定締結に係る書類等)

第4条 協力宅建事業者として登録しようとする者は、幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録完了通知書（様式第3号）を当該申請書を提出した者に通知するとともに、空き地・空き家バンクに登録されている空き地及び空き

家（以下「登録物件」という。）の仲介業務に係る協定を締結するものとする。

（登録内容の変更等）

第5条 協力宅建事業者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく、幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録事項変更届（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、当該登録内容を更新するものとする。

（協力宅建事業者の登録抹消）

第6条 町長は、協力宅建事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力宅建事業者の登録を抹消するものとする。

(1) 幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録抹消届（様式第5号）が届出されたとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(3) 登録内容に虚偽があると認めたとき。

(4) その他町長が協力宅建事業者の登録を抹消することが適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により協力宅建事業者の登録を抹消したときは、幕別町空き地・空き家バンク協力宅建事業者登録抹消通知書（様式第6号）により当該協力宅建事業者に通知するものとする。

（協力宅建事業者の義務）

第7条 協力宅建事業者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）及びその他法令を遵守し、登録物件に関する交渉及び売買又は賃貸借等の契約（以下「交渉等」という。）の仲介業務を行わなければならない。

2 協力宅建事業者は、宅地建物取引業法の規定によりその業務の停止を命じられたとき又は免許の取消しを受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（協力宅建事業者の責務）

第8条 協力宅建事業者は、交渉等の仲介業務に関し信頼を損なうことがないよう誠心誠意努めなければならない。

2 協力宅建事業者は、交渉等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。